

令和7年度補正予算

SSネットワーク維持・強化支援事業

【燃料貯蔵タンク等の撤去事業】
申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

2026年3月

【問合せ先】所属の石油組合又は(一社)全国石油協会(03-5251-0468)まで

※事業完了が2027年2月10日(実績報告書提出最終期限)に間に合う
方のみ申請できます。

目次

1. 事業内容(要旨).....	2
2. 予算額.....	2
3. 事業概要(申請資格).....	2
4. 申請期間.....	3
5. 合併等による集約化イメージ.....	4
6. 補助金の額.....	5
7. 事業実施にあたっての注意点.....	6
8. 工事内容が変更になる場合.....	8
9. 土壌等の汚染浄化工事.....	8
10. 申請時に必要な書類.....	11
11. 実績報告書の提出.....	12
12. 実績報告時に必要な書類.....	13
13. 補助金支払請求書の提出.....	13
14. 写真の撮り方.....	14
15. Q&A.....	18
○補助金交付申請書記入例.....	19

●燃料貯蔵タンク等の撤去事業について

1. 事業内容(要旨)

・本事業は、災害時に住民生活や復旧活動を支える燃料油の供給拠点となるサービスステーション(SS)のネットワーク維持・強化を目的として、揮発油販売業者等の給油所の集約化又は合併等による給油所の集約化を図るための取組みを支援します。

具体的には、中小・小規模の揮発油販売業者に対して経営基盤強化に資する合併等に
伴いSSの集約化によって生じる撤去費用の一部を補助する事業です。

2. 予算額(国庫補助金)

総予算額 117.7億円 ※令和7年度補正予算で実施する「4区分・10事業」の合計額

4区分	10事業
1	燃料貯蔵タンク等の撤去事業 … 当該補助事業
2	燃料貯蔵タンク等の大型化等事業／燃料貯蔵タンク等の修繕事業／ 水検知計量機整備事業／緊急配送用ローリー導入等事業／ POSシステム整備事業／灯油タンク等スマートセンサー整備事業／ 官公需システム整備事業
3	自動車保守・整備関連設備導入等事業
4	自家発電設備更新等事業

→ 先ず4区分のうち「4」を優先して交付決定を行い、総予算額117.7億円の残予算内数で「1～3」の3区分を横並びで交付決定します。

3. 事業概要(申請資格) : SSの燃料貯蔵タンク(地下タンク)及び地下配管等を撤去する工事

- ・中小企業等に限る。(非中小企業(みなし大企業・協同組合等)は、申請できません。)
- ・申請日において現に営業しているSSに限る。
- ・「撤去工事」を行う場合、次の「A:申請者の資格」と「B:申請SSの資格」の両方を満たしていることが前提です。
- ・申請者あたり2カ所のSSを上限とする。

※現に営業しているとは、以下のいずれにも該当しないSSを言います。

- ・品質確保法の「廃止」をしていないこと
- ・消防法で施設全体の「休止」もしくは「廃止」をしていないこと

A:申請者の資格:以下のいずれも満たしていること。

- ① 運営中のSSの集約化が伴うこと(少なくともSS集約後に1SSは運営していること)
 - ・単一事業者によるSSの撤去
 - ・合併等によるSS集約化に伴うSSの撤去

※品質確保法の登録SSの廃止に揮発油販売業の廃止を伴わないこと。
- ②運営中の申請SSを所有し運営している揮発油販売業者又は所有者。

※申請SSを貸借している方は、賃貸借契約等の提出が必要です。

B:申請SSの資格:次の全ての要件を満たすSS

- ア)品質確保法の登録SSにおいて石油製品又は廃油の用途に使用している地下タンク又は地下配管が現に存在すること。
- イ)地下タンク及び地下配管については、全て撤去※すること。

※地下タンク・地下配管を全て撤去しない場合は、申請SSの資格を満たしていないこととなり、補助金が交付されません。
- ウ)地下タンク・配管撤去工事に伴い消防法に規定する危険物取扱施設の廃止に関する届出及び品質確保法に規定する変更登録を行うこと。

4. 申請期間

	申請期間
第1回目	2026年3月31日～ 2026年5月15日(協会到着日)
第2回目	予算残枠があれば実施予定

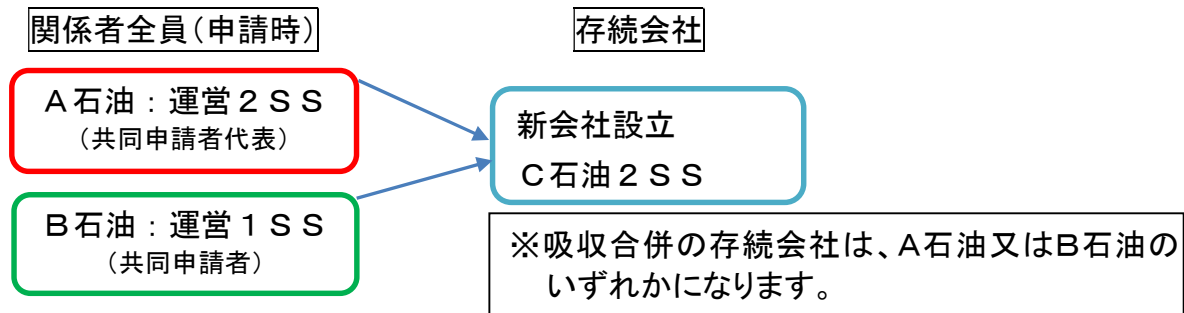
※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知おきください(特に予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定見込額を取りまとめて超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに相応の日数を要します)。

5.合併等による集約化イメージ

※重要1

例:A石油とB石油が合併し、C石油を設立。B石油の給油所を撤去する場合。

- ・申請時点では、A石油とB石油の共同申請となります。
- ・共同申請者代表のA石油を補助事業者とします。(存続会社が申請時に存在しないため)
- ・申請時の「申請見積書」は、共同申請者代表のA石油ではなく、申請給油所を運営しているB石油宛ての見積書を提出してください。



- ・運営SS総数は、3SS。集約化後は2SSとなります。
- ・申請時から存続会社(この場合には、C石油)の設立(会社登記及び品確法登録等)までは、B石油が当該事業を実施する。
- ・存続会社設立後(会社登記及び品確法登録等を含む)は、C石油が当該事業を引継いで実施する。
- ・存続会社設立後(会社登記及び品確法登録等を含む)は、速やかに本会まで「計画変更承認申請」手続きを行ってください。
- ※**計画変更等承認申請は、存続会社(この場合には、C石油)が行います。**
なお、本会の計画変更等承認が、実績報告書の最終締切日(2027年2月10日)までに間に合わない場合、補助金支払ができなくなりますので、ご注意ください。
- ・補助金支払いは、存続会社(この場合には、C石油)に行います。

※重要2 計画変更等承認申請手続きに関して

○合併等によるSS集約化で申請した場合には、存続会社登記等終了後に計画変更等承認申請の手続きを速やかにしなければなりません。

- ①企業規模等を確認する書類:「商業登記簿謄本」
 - ②品質確保法に基づく「揮発油販売業承継届出書」又は「揮発油販売業登録申請書」
 - ③合併等を取り決めた書面
 - ④役員等名簿(審査判定基準様式3):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)
※吸収合併の場合には、役員等に異動があればご提出ください。
- ・存続会社が新会社となる場合には、以下の⑤~⑥も併せて提出ください。
 - ⑤誓約書(審査判定基準様式1)
 - ⑥誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2)

6. 補助金の額

①補助対象項目:補助対象項目は、専用見積書の項目のうち、次の2項目(専用見積書の網掛け部分の項目)となります。

- | |
|----------------------|
| 1. 共通仮設等費
2. 解体工事 |
|----------------------|

②補助対象経費上限額、補助率及び補助金上限額

補助対象経費上限額 (土壌浄化費用を含む)	補助率	補助金上限額 (土壌浄化費用を含む)
1,500万円	2/3	1,000万円

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

③補助金の額:補助対象経費(上限額あり)に「補助率」を乗じ求めた額が補助金の額となります。

*申請に基づき審査された補助金の額が限度となり、実際に交付する補助金と異なる場合があります。)

* 交付決定額(補助金の額)算出のイメージ

交付決定額(補助金の額)は、工事費総額のうち「補助対象経費(上限額あり)」に補助率を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

交付決定額(補助金額)の算出イメージ

例:工事費総額 2,000 万円、うち補助対象経費 1,500 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額
(2,000 万円)

補助対象経費
(うち 1,500 万円)

交付決定額=1,000 万円
(1,500 万円×2/3)

※見積額には、補助対象外の経費が含まれていますので、補助率が 2/3 の場合であっても交付決定額は必ずしも見積額の 2/3 にはなりません。

補助対象外の経費が多いほど自己負担が増すこととなります。

7. 事業実施にあたっての注意点

①工事に関する注意点

※交付決定は、各受付期間終了後に開催する審査委員会での審査を経て行います。

ア)事前着工(契約及び受発注を含む)は不可

申請書類を本会で審査し不備等が無ければ、交付決定通知書(工事開始許可)を送付します。工事着工は、工事開始許可後でないと補助金交付の対象となりません。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

イ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、いずれの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

ウ) 見積書の取り方(専用見積書は、本会ホームページからダウンロードできます。)

本事業専用見積書を使用し、必ず2業者以上から同一内容の見積書を取得してください。(原本を提出してください)

エ) 他の補償(補助)金の重複禁止

道路拡幅工事等により、国や地方自治体等から地下タンク・地下配管等にかかる補償金等を受けている場合は、本補助金の交付対象となりません。

オ) 発注先の要件等

- ・受注する工事の全部または一部を自ら施工することができる事業者
- ・不適合要件に該当しない事業者

【不適合要件】:本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者で、その執行を終えた日から2年を経過しない者

- ・見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

カ) 工事代金の支払について

- ・補助金の支払は、申請者でなければなりません。(合併等によるSS集約化で申請の場合、新会社が工事代金の全てを支払こと)
- ・補助金は、「撤去」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

キ) 工事工程写真について

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となる場合がありますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

ク) 利益排除について

発注先が申請者自身である場合(自ら施工する場合)は、次に基づき国の補助事業事務処理マニュアルに基づく「利益等排除」を行います(次ページ参照)。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など[※])をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

②その他

ア)補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておくこと。
- ・当該証拠書類について、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。

イ)補助金受給にあたって、次の法令遵守義務が生じます。

- ・交付申請書に添付する「誓約書」(審査判定基準様式1)の内容については、補助金の交付を受けた年度末まで、要件を満たす必要があります。
万一、要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消を行ってもらい、交付後であれば交付決定の取消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・また、補助事業実施期間中に、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず本会に対し報告してください。
- ・補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることとなります。
 - 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
 - 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
 - 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

- ウ) 本事業と並行し、本会が取扱う「環境保全利子補給事業」を申請する場合は、本事業の交付決定後にその交付決定通知書を添付して申請してください。

8. 工事内容が変更になる場合

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事箇所を着工する前に、変更に関する以下の手続が必要となります。(様式は、本会ホームページからダウンロードしてください。)

ア) 変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

イ) 計画変更申請手続き

「計画変更等承認申請書(様式設備導入第5号)」を作成し、申請窓口に提出してください。

ウ) 変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を本会で確認し、記載内容及び添付書類に不備が無ければ、本会から申請者に対し「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」を送付しますので、承認通知書の日付以降に、ア)の変更見積書に基づき、工事請負業者と「変更工事請負契約書」を取り交わしてください。

エ) 工事着工

上記の通知書発行日以降に変更契約締結後に、変更した内容の工事を開始してください。



- ・「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」が届く前に契約した場合は、補助金の対象外となります。
- ・計画変更により工事金額が増額となった場合でも、補助金額は、申請当初の「交付決定額」が上限となります。(土壌等の汚染浄化工事の場合を除く)

9. 土壌等の汚染浄化工事

「燃料貯蔵タンク等の撤去工事」の工事途中で油漏れが確認された場合には、以下に基づいて土壌等の浄化工事についても補助金が受けられます。

但し、補助金の額は、既に交付決定を受けている該当工事の補助対象経費に浄化工事に係る補助対象経費を加算した合計額と補助対象経費の上限額 1,500 万円のいずれか低い額に、補助率を乗じた額となります。

① 土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるための条件(次の全ての要件を満たす工事)

ア) 燃料貯蔵タンク等の撤去工事の交付決定を受けていること。

イ) 土壌状況調査を実施し、ベンゼン・鉛が環境基準値を超えていること。

ウ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に基づき、汚染土壌等を浄化すること。(シートパイル等で汚染を囲い込む場合は対象外)

エ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に「汚染の状況(汚染物質)と汚染範囲」、「浄化方法」、「浄化工程と浄化期間」、「浄化業者及び浄化完了確認調査業者」等が記載されていること。

オ) 「汚染拡散防止計画書」等が、地方自治体に受理されていること。

カ) 「汚染拡散防止計画書」等に基づく浄化工事終了後、地方自治体に「汚染拡散防止措置完了届」等が受理され、申請している地下タンク等の撤去工事が終了し、本会の指定する日までに、実績報告書を提出できること。

② 土壌等の浄化工事実施に関する注意点

ア) 油漏れが発覚した時点で、施工中の工事を中止してください。

イ) 所轄消防署、地方自治体関係部署、本会に報告してください。

③ 土壌等の浄化工事に関する補助金の申請について

土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるには、既に申請している燃料貯蔵タンク等の撤去工事に関する申請とは別に、浄化工事部分に関する計画変更申請をしなければなりません。

土壌等の浄化工事は、本会からの工事開始許可(計画変更承認通知)後に変更した工事内容に基づいた契約締結(受発注を含む)をして工事等を開始してください。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

ア) 「汚染拡散防止計画書」等の作成について

前頁の「① 土壌等の浄化に関する補助金を受けるための条件」を満たすよう「汚染拡散防止計画書」等を下記の点に注意し作成するよう、施工業者に指示してください。

- ・地方自治体と本会の両方が求める条件を記載するようにしてください。
- ・補助金を受けるための条件が記載されないまま地方自治体に受理されてしまうと、補助金が受けられない場合がありますので、地方自治体に提出する前に、原案を本会に確認してください。

イ) 見積書について

- ・見積書には、土壌等の浄化に関する費用と浄化完了確認調査費用を計上してく

ださい。

- ・見積書は、「汚染拡散防止計画書」等に記載されている「浄化業者」又は「浄化完了確認調査業者」から求めてください。
- ・見積書の様式指定はありません。
- ・「汚染拡散防止計画書」等に記載されていない作業費用は、補助金の対象外となります。

ウ)提出書類について

- ・計画変更等承認申請書(様式設備導入第5号)(様式は、本会ホームページからダウンロードできます。)
- ・「汚染拡散防止計画書」等
- ・見積書
- ・日付入り現況写真
- ・その他本会が要請する書類

④対象となる費用:

地方自治体等に提出する「汚染拡散防止計画」等を履行するための費用。



- ・汚染状況を特定するための詳細調査費用は対象となりません。
- ・消防機関等からの指示による応急措置にかかる費用は対象となりません。

予算残額により、浄化工事に関する補助金を受けられない場合があります。

10. 申請時に必要な書類:各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

●燃料貯蔵タンク等の撤去工事

ア)申請SSを所有し運営している者が申請する場合

- ①補助金交付申請書(様式設備導入第1号)
- ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
- ③誓約書(細則様式1)
- ④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:別紙)
- ⑤補助金で取得した財産に関する申告書
- ⑥役員等名簿(細則様式2):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)
※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。
- ⑦企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)
 - *「商業登記簿謄本」、*「法人事業概況説明書」、
 - *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」、
 - *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」、
 - *「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」
 - *卸売業者の場合は、上記いずれかの書類に加え次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)
 - *副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」
 - *「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)
- ⑧見積書原本(2業者以上:同一内容の見積書を取得)
 - ※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。
- ⑨発注する施工予定業者の「商業登記簿謄本」写し又は建設関係事業を行う者であることが確認できる書類写し
- ⑩発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し
- ⑪発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」
- ⑫申請SSの最新の日付入り現況写真(見積書に撤去計上されている地上部分の項目は必須)
- ⑬現況平面図(地下タンクの油種・容量及び配管が記載されているもの)
- ⑭SS等施設の所有者を確認する書類
 - ・「建物不動産登記簿謄本」写し(申請時において最新の内容であるもの)
 - ※建物が登記されていない場合、申請SSの「建物の固定資産評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」又は「固定資産税評価証明書」等の写し

し(申請時において最新の内容であるもの)

- ・申請SSの所有者と運営者が異なる場合は、「SS賃貸借契約書」写し
補助金受給の申請者以外が撤去する義務を負う契約内容となっている場合は、ご
相談ください。

⑮その他本会が要請する書類

※ご提出いただいた申請書類は、原則お戻しすることは致しません。

11. 実績報告書の提出

実績報告書(様式設備導入第10号)は、補助事業完了後(工事代金の支払)、**30日以内に提出**してください。

最終提出期限は、2027年2月10日(協会到着日)

※ 最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

12. 実績報告時に必要な書類: 各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

○地下タンク等の撤去工事

①補助事業実績報告書(様式設備導入第10号)

※実績報告書の添付書類は、以下の通りです。

②「工事契約書」写し又は「受注書及び発注書」写し

③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書」写し)

・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)

・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

⑤日付入り工事工程写真

⑥品質確保法に基づく「揮発油販売業変更登録申請書(SSの減少)」写し(経済産業局の受領印のあるもの)

⑦消防法に基づく「危険物取扱所廃止届」写し(市町村長(消防署等)の受領印のあるもの)

⑧次のいずれかの地下タンク処分に関する「廃棄物処理証明書等」+「廃棄物処理証明書にかかる許可証等」

*産業廃棄物の場合:「マニフェスト伝票(D票又はE票)」写し+マニフェスト伝票に係る「産業廃棄物収集運搬業許可証」写し及びc.「産業廃棄物処分業許可証」写し

*有価物当の場合:「有価物受入証明書」写し+「有価物受入証明書」に係る「廃棄物再生事業者許可証、金属くず商許可証、又は、古物商許可証」写し

⑨工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

⑩給油所賃貸借契約の「解約合意書」等写し

⑪その他本会が必要に応じて要請する書類

13. 補助金支払請求書の提出:様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合もあります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

14. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にやっているかどうかを確認するための重要な書類です。(写真で工事工程が確認できない場合、減額となる場合があります)
交付決定時に送付する「SSの事業再構築・経営力強化事業におけるSS工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。具体的には、作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影するよう、施工業者に指示してください。

以下に燃料貯蔵タンク等の撤去工事についての代表的な工事工程の事例を示しますので、参考にしてください。

・山留め工事(良い例:施工範囲が確認できる)



・山留め工事(悪い例:施工範囲が一部分しか確認できない)



・油処理(残油処理(油抜き):地下タンク内):作業中のタンクが特定できるように土間や
工事用看板等に番号や油種等を書込む
工夫をしてください。

(水入れ・中和剤、水抜き及び窒素充填も同様)



・キャンピ―解体(撤去中)



・キャンピ―解体(撤去後)



・計量機撤去中



・計量機積み込み



※ノズル本数分かるように撮影すること。

※燃料貯蔵タンク等の撤去工事の補助目的である「地下タンク及び地下配管」の完全撤去であることから、以下の写真のように撤去されたことが確認できる工事工程写真が提出がされませんと、補助金交付が困難となる場合がありますので、十分に留意してください。

・地下タンク撤去(地中から引上げ、運搬車の積載時に番号が見えること)



・地下配管の撤去

地下配管の撤去工事は、埋設状況によっては配管の種類や場所を特定し難く、確実に撤去されていることを確認できない可能性があるため、出来るだけ多く写真を提出してください。



・地下配管の撤去のつづき



※車両に地下配管を積込した写真は必要

・埋め戻し(山砂等を当該工事現場以外から運搬されていることが確認できる)



・整地(重機等で土砂を均していることが確認できる)



15. Q&A

Q1. 【当初予算事業との同時申請】

給油所の地下タンクの撤去を計画しており、この補正予算の補助金制度の利用を考えていますが、当初予算にも同様の制度があるようなので、条件の良い方で補助を受けたいと考えています。同時に両方の制度に申請することは可能でしょうか。

A1. 同時に申請することはできません。同時に申請された場合、いずれか一方を取りやめていただくこととなります。

Q2. 【SS 廃止等に伴う財産処分】

SSの撤去に伴い処分制限期間前に補助金で導入した設備がある場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A2. 申請SSでの使用をやめることとなるため、財産処分承認申請を行っていただきますが、原則、補助金の返還となります。

ただし、設備や次に使用する方に権利及び義務を引き継ぐ場合に返還条件を付さないこともあります。

この場合は、異なるSSに移設し、無償で設備を譲渡し、移設先SSが補助事業の目的（誓約事項等）に沿って財産管理を承継するケースでは、補助金の返還条件を付さない場合もあります。まずは、事前に石油組合又は協会にご相談ください。

SSネットワーク維持・強化支援事業
補助金交付申請書

提出日の記載は必須

2026年 4月〇〇日

一般社団法人 全国石油協会
会長 山富 二郎 殿

SSネットワーク維持・強化支援事業交付規程第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

●申請事業名: **燃料貯蔵タンク等の撤去事業**

●申請資格等(該当するものに○印を付ける)

申請区分	1. 単一事業者によるSS集約化	2. 合併等によるSS集約化 (複数事業者)
申請者	1. 運営者	2. 所有者(貸与)
申請者の企業規模	中小企業等 ※非中小企業(みなし大企業・協同組合等)は申請できません	
運営給油所数	申請時	集約化後
	3 SS	2 SS

※運営給油所数について、合併等によるSS集約化の方は、複数事業のSS数を合算したSS数を記載する

運営給油所数は、集約化後の方が減少していること

●申請者(補助金受給者)

・単一事業者によるSSを集約化する方が、申請する場合に記入捺印する

住所 (都道府県名から記入)	〒	印
会社名又は名称 及び代表者名		
申請者の法人番号 (法人のみ:13桁)※脚注参照		
電話番号/FAX番号	/	担当者
品質確保法登録番号	-	

・合併等によるSSを集約化する方が、申請する場合に記入捺印する

共同申請者代表	住所 (都道府県名から記入)	〒 100-0000 東京都千代田区永田町2-17-14	代表印
	会社名又は名称 及び代表者名	株式会社全国石油 代表取締役 全国 太郎	
	申請者の法人番号 (法人のみ:13桁)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	電話番号/FAX番号	090-1234-5465 / 03-1234-5678	担当者 全国太郎
	品質確保法登録番号	3 - 01234	
合併等の予定日	2026年 8月 1日	合併等後の 品質確保法登録番号	本会使用欄

*複数事業者の方は次ページにも記載・捺印ください

受付印
(組合用)

受付印
(協会用)

・合併等によるSSを集約化する方が、申請する場合に記入捺印する（共同申請者は、運営者に限る）

共同申請者	住所 (都道府県名から記入)	〒 100-0000 東京都千代田区永田町10-5-1										代表印	
	会社名又は名称 及び代表者名	有限会社全国石油販売 代表取締役 石油 一郎											
	申請者の法人番号 (法人のみ：13桁)	1	2	3	3	3	3	9	9	9	9	9	9
	電話番号/FAX番号	03-1234-8765					03-1234-8765					担当者	石油一郎
	品質確保法登録番号	9	-	99999									

※2社以上の合併等で集約化する場合は、本紙を利用する等してご対応ください。

●申請給油所

撤去予定の給油所を記入

運営中の給油所の 品質確保法登録番号	9-第 99999 号 (0001)		
申請給油所の運営者名 (品確法登録者名)	株式会社全国石油販売	現在の地下タンク 所有者名	石油 太郎
申請給油所名	〇〇△	元売系列	〇〇□石油
申請給油所の住所 (都道府県名から記入)	〒 100-0000 東京都千代田区永田町10-5-1		本会使用欄
申請給油所登録日	1985年10月13日	申請給油所廃止予定日	2026年 8月31日
補助金交付申請額 (補助金交付申請額)	15,000,000 円(税抜き)		16,500,000 円(税込み)
予定工期	2026年 9月10日～ 2026年 10月10日		施工業者名 株式会社〇△

【法人番号の調べ方等】

○国税庁の「法人番号公表」から検索。

検索結果は必ず申請書に添付してください。(個人事業者は不要です。)

○法人番号などを記載した書面が国税庁長官から通知されています。(平成27年10月から通知を開始。)

【ジーBizインフォについて】

○国の予算の支出先、用途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、ジーBizインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知おきください。

(※)ジーBizインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】